

令和3年度

第4回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年7月20日開会

観音寺市農業委員会

# 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年7月20日(火) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17人

2番 合田 政光

3番 小西 修

4番 荻田 昇吾

5番 黒田 直文

6番 富田 敏弘

7番 石井 崇雄

8番 豊田 敏計

9番 齋藤 照久

10番 中村 能身

11番 石川 素康

12番 山下 大輔

13番 岡下 定幹

14番 小出 章寛

15番 合田 亘

16番 山内 春雄

18番 合田 朝子

19番 今井 康博(副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>

議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>

議案第5号 非農地証明願いについて <農業委員会許可>

議案第6号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

森川 省三

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

事務局主任(農地係長)

石井 盟人

事務局主事

藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第4回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

また本日は森川会長が所要につき欠席されるため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき今井副会長に議事進行をしていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

議長(副会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、9番齋藤照久委員、並びに16番山内春雄委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、受付番号6番が岡下委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年7月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は10件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続したものの会社勤めであり、農地の管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者である法人の代表者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、所有している農地等の管理に苦慮していたところ、隣接農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、申請地を相続したものの農地の管理に苦慮し、以前から譲受人に本件農地を貸借しており、今回、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、相続したものの会社勤めであり、農地の管理に苦慮していたところ、隣接地在住の譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件で規模拡大を図るものです。

5番の譲渡人は、相続したものの会社勤めであり、農地の管理に苦慮し、以前から譲受人に本件農地を貸借しており、今回、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、認定農業者の父親とともに農業を行い、本件で規模拡大を図るものです。

6番の申請地は、相続したものの会社勤めであり、農地の管理に苦慮したところ、近隣で農業を営む譲受人と話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

7番の申請地は、譲渡人が相続したものの、会社勤めのため管理に苦慮していたところ、三豊市在住の義理の兄であり、農業を行っている譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

譲受人は、下限面積要件を満たし、営農していることを三豊市農業委員会を確認しております。

8番の申請地は、譲渡人が相続したものの、高齢であり管理に苦慮していたところ、近隣在住の譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

9番の申請地は、譲渡人が相続したものの、会社勤めのため管理に苦慮していたところ、近隣在住の譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

10番の、譲渡人が高齢であり管理に苦慮していたところ、譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人の子が、申請地近隣在住であり、譲受人とともに野菜等の栽培を行う予定です。

以上の申請につきましては、全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、森川 光典会長が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

2番について、富田 敏弘 委員補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 3番について、齋藤 照久委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 4番5番については、担当委員が岡下委員のため、後程行います。

6番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 7番について、石川 素康委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 8番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 9番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 10番について、川下 肇 委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） それでは、ここで、岡下委員の入室を認めます。

議長（副会長） 4番5番について、岡下 定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年7月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。議案書7ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用の解消をしようとするものです。申請場所は、八幡町三丁目甲3511-1外で観音寺中学校から東約450mに位置し、市道室本八幡線に接する都市計画法の用途地域が第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が雑種地231㎡です。併せ地は793.38㎡、合計で1024.38㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建、居宅1棟平屋建、納屋1棟2階建、作業所2棟の合計323.27㎡で土地利用率は31.55%です。転用に及んだ理由ですが、位置図のとおり併せ地である自宅部分は、市道川北3号線を通して進入しますが、この道の幅員が狭く不便であったため、申請地部分を車が通れるようにしたものの、農地転用手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の転用目的は農家住宅で、無断転用の解消をしようとするものです。申請場所は、柞田町黒淵乙1326で柞田小学校から北西約700mに位置し、市道黒淵1号線に接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地462㎡です。利用計画ですが、居宅2棟2階建、納屋2棟平屋建225.5㎡で土地利用率は48.80%です。転用に及んだ理由ですが、申請者の父が土地の一部に昭和22年頃に乾燥場を、昭和29年に納屋を建てていたことから申請者は申請地が宅地であると認識であったため、現在ある居宅等を建築しておりました。しかし、今回固定資産台帳を確認したところ無断転用であることが判明しました。始末書を付しての転用申請です。

3番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用の解消をしようとするものです。申請場所は、豊浜町和田長谷甲1033-3外1筆で豊浜小学校から東約1000mに位置し、市道国道長谷線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地213㎡です。併せ地は624.12㎡、合計で837.12㎡です。利用計画ですが、居宅1棟平屋建、居宅1棟2階建、納屋1棟平屋建合計590.62㎡で、土地利用率は70.55%です。転用に及んだ理由ですが、平成5年頃に住宅を建築して宅地として利用しており、今回固定資産台帳を確認したところ無断転用となっていたため、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光 委員補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 2番について 富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 3番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたしますが、受付番号3番が荻田委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたるので、退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年7月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は5件です。

議案書9ページと位置図をご覧ください。

1番の転用目的は農家住宅の拡張で、有償の所有権移転を行い、無断転用を解消しようとするものです。申請場所は、柞田町字石井乙164-11で柞田町学校から南西約550mに位置し、市道山王山田線に30m入った都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地33㎡です。併せ地は宅地202.97㎡、合計で235.97㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建、車庫1棟平屋建、合計111.42㎡で土地利用率は47.21%です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は平成5年に土地所有者と話し合いにより申請地部分を取得したものの、登記手続きや転用手続きができておりませんでした。農地法の知識不足により無断転用となっていたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は瓦の製造販売を営む法人です。転用目的は貸駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字黒淵乙1429-2で柞田小学校から北西約1000mに位置し、県道観音寺佐野線に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田101㎡です。併せ地は宅地480.28㎡、合計で581.28㎡です。利用計画ですが、店舗1棟2階建106.2㎡です。

転用に及んだが理由ですが、多角経営の一つとして空き店舗用地を買い取って借主を探していたところ、賃貸の申込があったものの駐車場の拡充を求められておりました。そこで、三角形の農地であり営農に適さないため管理に苦慮していた譲渡人との間で話が纏まったものです。

3番の申請者は不動産仲介や賃貸借等を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、本大町字本村道西下1504外1筆で一ノ谷小学校から北西約500mに位置し、国道11号に併せ地が接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田964㎡です。併せ地は174㎡、合計で1138㎡です。

転用に及んだ理由ですが、受人の観音寺事務所にて会議等で社員が集まる機会があるものの、事務所前の駐車場は、同じ建物に入っているテナントに貸し出しているため、自社用の駐車スペースを探していたところ、譲渡人と話が纏まったものです。

4番の申請者は不動産売買や住宅建築を営む法人です。転用目的は建売分譲用地で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字二軒屋1796-4外2筆で豊浜小学校から北東約750mに位置し、市道二軒屋西線に100m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田692㎡です。利用計画ですが、建売住宅2棟2階建233.5㎡で1区画の土地利用率は33.74%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、不動産業を営む法人であり、大野原町大野原にて分譲地を販売しているが、顧客に豊浜地区の分譲地に関する問い合わせがあり、需要があるものと見込み、宅地分譲用地を探していました。一方で、譲渡人は相続したものの営農していなかったため話が纏まったものです。

農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。

5番の転用目的は太鼓庫用地で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字長谷甲1034-1で豊浜小学校から東約1000mに位置し、市道国道長谷線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田728㎡です。利用計画ですが、太鼓庫1棟2階建100.8㎡です。

転用に及んだ理由ですが、現在は自治会館内の倉庫に太鼓台を保管しているが、倉庫が手狭のため解体する必要があり、組み立てと解体に時間を要し不便であった。そのため自治会館から近い場所で太鼓台を組み立てたまま保管できる太鼓庫を設置し、また、祭りや集会のときの自治会員の駐車スペースを確保できる土地を検討し、自治会内で協議の結果、今回の申請地を選定し転用に及んだものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番2番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 3番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 4番について、川下 肇 委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願ひします。

5番について、山内 春雄 委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

それでは、ここで、荻田(おぎた)委員の入室を認めます。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

別紙記載の農地転用許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1(3)①の各号に該当しないため、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年7月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は1件です。

議案書12ページをご覧ください。

1番の申請者は不動産業を営んでおり、申請場所は流岡町字横田933-1外3筆で、令和3年2月2日付にて転用許可を受けておりましたが、貸店舗用地から貸住宅展示場用地に計画変更を行うものです。

当初の計画は貸店舗2棟で合計12室と50台分の駐車場を確保する予定でした。新型コロナウイルス後の需要を見込んだ計画でしたが、新規出店の申込を受けていた2先からコロナによる業績悪化から出店見直しの申し出があり、また、その他の取引先もコロナの影響もあり前向きな返事がなく、このまま当初事業を進めることが困難と判断し、貸住宅展示場用地を計画しました。

観音寺地区の新築案件は新型コロナウイルスの流行が始まってからも堅調に推移しております。

これまで西讃地区は、住宅の完成見学会の来場者から新規顧客の獲得を行うことが1つの営業形態でした。しかし、新型コロナウイルス流行後は完成見学会が開催できなくなったり、開催できても小規模であったりと、これまで通りの営業ができなくなっていたことに着目し、住宅展示場の住宅3棟と、打ち合わせや待機を行うセンターハウス、駐車場25台を確保する計画を策定したものです。

新たな計画について全額自己資金で賄う予定であることから転用計画の確実性はあるものと考え、許可相当と判断するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 全員異議がないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和3年7月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

1 番の申請地は、植田町字大砂子 1504-1 外2筆で、常磐小学校から南西に350mに位置し、登記地目は田、現況地目は公衆用道路、面積が204㎡です。申請地は申請者の自宅から農地に向かうための農道を自ら整備したものであり、非農地の認定基準の「耕作者が自らの農地を自らの耕作に供する他の農地の保全もしくは利用増進のために転用する場合」に該当するものです。

2 番の申請地は、柞田町字間方甲 2002 で、中部中学校から南西約500mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が218㎡です。申請地は少なくとも昭和26年頃より住宅の敷地の一部として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番については、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 2 番については、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（副会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 異議がないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼いたします。

まず初めに、議案第6号について、訂正をお願いいたします。

議案書の37ページ、上側の13番の貸借ですが、高速道路の高架補強工事の影響が出るため、取り下げされましたので削除をお願いします。



それでは、説明させていただきますので、議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 6 号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、原案のとおり決定する。

令和 3 年 7 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 16 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画（所有権移転）令和 3 年 7 月 30 日公告（案）ですが、こちらは、公益財団法人香川県農地機構の特例事業であります農地の売買です。

今月は、所有者から農地機構への所有権移転の申し出がありまして、2 筆合計 1,832 m<sup>2</sup>の集積となります。次の 17 ページをご覧ください。

譲渡人は市内在住の方で、最近、相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を 8,000 m<sup>2</sup>以上耕作している認定農業者の法人との間で話がまとまったため申請に及んだものです。

なお、この 2 筆の申請につきましては、7 月 5 日に利用調整会議を開催しました。農地所有者と買受け予定者、地区農業委員さんにご出席いただきまして、機構担当職員との間で、細部の調整は完了しております。

次の 18 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和 3 年 7 月 30 日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m <sup>2</sup>
高室地区	m <sup>2</sup>
常磐地区	2, 8 2 3 m <sup>2</sup>
柞田地区	4, 3 8 3 m <sup>2</sup>
木之郷地区	2, 4 8 2 m <sup>2</sup>
豊田地区	1 0, 1 7 6 m <sup>2</sup>
粟井地区	m <sup>2</sup>
一ノ谷地区	1 4, 8 3 3 m <sup>2</sup>
大野原地区	7, 6 9 0 m <sup>2</sup>
豊浜地区	1 4, 1 8 9 m <sup>2</sup>

です。

合計、田 59 筆、畑 6 筆、合計面積 58,576 m<sup>2</sup>となっております。

今月は 19 件の申出がありました。

申出の中で、25 ページの一番上、申請者について住所は高瀬町で豊中インターチェンジの近くに住まわれており、この農地の前貸借人とは親戚関係にあり、これまで共同で農作業をしておりました。このたび、前貸借人が体調を崩したため、農地を引き継いで貸借するものです。

次に 29 ページ一番下、申請者は 7 月 1 日付で認定新規就農者になった方で、親との間で利用権設定するものです。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

一通りお目通しいただきまして、議案書の 30 ページまでお進みください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和 3 年 7 月 30 日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	5 9 8 m <sup>2</sup>
高室地区	1, 7 7 5 m <sup>2</sup>
常磐地区	1, 7 6 4 m <sup>2</sup>

柞田地区	3, 0 6 9 m <sup>2</sup>
木之郷地区	2, 0 1 1 m <sup>2</sup>
豊田地区	1, 0 8 7 m <sup>2</sup>
栗井地区	m <sup>2</sup>
一ノ谷地区	m <sup>2</sup>
大野原地区	2, 6 7 1 m <sup>2</sup>
豊浜地区	6, 8 8 9 m <sup>2</sup>

合計、14 件、田 21 筆、畑 4 筆、合計面積 19,864 m<sup>2</sup>です。

賃借が 5 件、使用賃借が 9 件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の 31 ページから 38 ページに記載しております。

またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借となります。議案第 5 号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 異議がないようですので、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」は、承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 7 号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 それでは、議案第 7 号について、説明させていただきますので、議案書 39 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について、別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第 12 条第 3 項の規定により意見を聴取する。

令和 2 年 7 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 40 ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第 6 号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件 1 件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、9 月 1 日からとなります。

議案第 7 号の説明については以上です。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（副会長） 特にないようですので、議案第 7 号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長（副会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（副会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。令和3年度第4回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分 閉会>